

なお、本件事故は、相手方の安全体制管理が不十分であったことにより生じたものであり、「その損害が異常に巨大な天災地変」によって生じたもの（同項但書）とはいえないから、相手方が損害賠償責任を免れることは言うまでもない。

(2) 相手方の加害態様の悪質性

ア はじめに

(ア) 相手方が負担する義務について

上記のように、そもそも相手方が原子力損害について負担する責任は無過失責任であるが（原子力損害の賠償に関する法律第3条）、以下のように、そもそも相手方には重大な義務違反があり、加害態様の悪質性は極めて高い。

すなわち、原子力発電の、①事故が起きれば広範囲に重大な被害を及ぼす危険を内包している、②放射性物質が放出された場合、周辺の一般住民は被曝を回避する知識も手段も持たないとの性質に鑑みれば、原子力発電所を運転する相手方は、①原子力発電所から放射性物質が放出される事故の発生を最大限防止する義務（以下「事故発生防止義務」という。）と、②仮に原子力発電所で放射性物質が放出される事故が発生した場合であっても、周辺住民が被曝被害を受けることを極力防止する義務（以下「被害拡大防止義務」という。）を負担すると考えるのが相当であり、原子力発電所の立地について定める昭和39年版原子力白書第5章（以下「本件原子力白書」という。）の文言も、こうした義務を原子力事業者が負担することを前提としていると考えるべきである。

(イ) 相手方の事故発生防止義務違反

相手方は、本件事故前の時点で、①複数回にわたり大規模な地震・津波を生じた三陸沖と同様の構造が福島県東方沖に存在すること、②日本海中部地震や北海道南西沖地震では、過去に大規模な津波が襲った記録のなかった日本海沿岸に大規模な津波が襲来し、過去の記録のみに頼っては、当該地域を襲う最大級の津波の規模を予測できること、③東日本大震災と同規模の地震が過去に東北地方を襲った可能性があることを認識し得たのであるから、大規模な津波が福島第一原発を襲う可能性があることについても予見し得たというべきである（甲52）。

そして、かかる可能性を認識した以上、相手方には、冗長設計の思想（特に高い信頼度が要求される部分には、そこに故障が発生しても、余分な手段を用意し、機能が果たせるような工夫をほどこすこと。）に鑑み、原子力発電所の重要設備である発電機（非常用を含む。）を分散配置し、あるいは防水措置をとる義務が

あったというべきであり、また、かかる義務の履行は、（原子力発電所の運転を停止する必要がないとの点で）相手方にとっても容易に実行可能であった。

このように相手方は、大津波の発生を予見可能であり、かつその対策についても容易に実行可能であったにも関わらず、これらの対策を怠り、福島第一原発を襲った津波により全電源喪失の事態を招き、本件事故を発生させたのであるから、相手方には重大な義務違反がある。

(ウ) 相手方の被害拡大防止義務違反

相手方は、①昭和 54 年のスリーマイル島原発事故で、原子力施設外に放射性物質が漏洩する事故が発生し得ることを、②昭和 61 年のチェルノブイリ原発事故で、福島第一原発で事故が発生した場合、浪江町を含む広範な地域に放射性物質の汚染が発生し得ることを、③平成 19 年の新潟県中越沖地震で、相手方が運転する原子力発電所においても、相手方の想定を超えた事態（新潟県中越沖地震では、相手方が想定した以上の加速度が検出された。）が発生することを、④平成 5 年の北海道南西沖地震で、過去に大津波の記録のない地域においても、大津波が襲来し得ることを、各々予見し得たのであるから、遅くとも平成 19 年の新潟県中越沖地震の後においては、原発事故が発生した場合、浪江町民が被曝する危険があり、浪江町民に対して何らかの被害拡大防止措置を講ずる必要があることを認識し得たのであるから、相手方には、同措置を講ずべき義務があったというべきである。

なおこの点、相手方の被害拡大防止義務の具体的な内容全てを申立人側で特定することは不可能であるが、①被曝を回避する知識も技術も持たない周辺住民にとって、避難は被曝を避ける唯一の方法であること、②緊急時に迅速かつ適切に避難を行うには、事前の避難訓練が不可欠であること、③迅速かつ適切な避難には、避難に有益な情報の提供が不可欠であることの 3 点に鑑みれば、少なくとも①周辺住民に対して事前に十分な避難訓練を行うこと、②実際の避難に際しては、避難に有益な情報を早期に住民に提供することが、相手方の被害拡大防止義務の内容に含まれることは明らかである。

しかるに、相手方は、かかる義務に違反し、浪江町民に対して事前に十分な避難訓練を行わず、また本件事故後の浪江町民の避難に際しても、放射性物質の拡散に関する情報などを提供しなかったのであるから、相手方の義務違反は重大である。

以上の点について、以下詳述する。

イ 相手方の義務違反

(ア) 相手方が負担する義務について

原子力事業者である相手方は、原子力事故によって発生した損害について無過失責任を負担しているのであり（原子力損害の賠償に関する法律第3条）、仮に相手方が無過失であったとしても、相手方は申立人らに生じた全損害を賠償する責任を負うが、以下に述べるとおり、相手方は、過失により申立人らに被曝の恐怖を与え、苦渋に満ちた避難生活を強いたのであるから、相手方には重大な義務違反がある。

すなわち、相手方が行う原子力発電は、①非常に巨大なエネルギーを利用する点で、広範囲に被害を及ぼす大事故の可能性を常に有していること、②原子力の利用の結果として発生する放射性物質は、人間の五感で感知できない性質を有しており、仮に放射性物質が漏洩した場合、これに晒される周辺住民は、被曝を回避する手段も知識も持たないことに鑑みれば、相手方は、①仮に原子力施設の敷地外に放射性物質が漏洩する可能性を予見した場合、かかる可能性を除去し、原子力発電所から放射性物質が放出される事故の発生を最大限防止しなければならず（以下「事故発生防止義務」という。）、②仮に予見できない事態の発生により、原子力発電所から放射性物質が放出される事故が発生した場合であっても、周辺住民が被曝被害を受けることを極力防止する義務（以下「被害拡大防止義務」という。）を負担すると考えるのが相当である。

本件原子力白書が、「原子炉の敷地」について、「その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること」を基本的な考え方とし、基本的な目標について「技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故（以下「重大事故」という。）の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと」とする点は、上記事故発生防止義務を前提とし、「重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故（以下「仮想事故」という。）（例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの）の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。」「仮想事故の場合にも国民遺伝線量に対する影響が十分に小さいこと。」とする点は、上記被害拡大防止義務を前提とすると考えられ、このような本件原子力白書の文言からも、相手方は、事故発生防止義務及び被害拡大防止義務を負担すると考えるのが相当である。

(イ) 相手方の事故発生防止義務違反

a 大規模な津波が福島第一原発を襲うことの予見可能性

相手方は、本件事故前の時点では、大規模な津波の襲来により、福島第一原発の敷地外に放射性物質が漏洩する可能性があることを認識し得たにも関わらず、津波への対策（容易なものも含む）を怠り、事故発生防止義務を怠った結果、本件事故を発生させたものである。

すなわち、相手方は、本件事故前の時点において、①福島県東方沖では、太平洋プレートが日本海溝から沈み込んでおり、大規模な地震・津波（最大波高約 38 メートルの三陸地震（明治 29 年 6 月 15 日発生）や、最大波高約 28 メートルの三陸地震（昭和 8 年 3 月 3 日発生））を引き起こした三陸沖と同様の構造が存在したこと、②過去に大規模な津波が襲来した記録がなかった日本海沿岸にも、大規模な津波（昭和 58 年 5 月 26 日に発生した日本海中部地震（気象庁発表のマグニチュード 7.7）で最大波高約 15 メートル、平成 5 年 7 月 12 日に発生した北海道南西沖地震（気象庁発表のマグニチュード 7.8）で最大波高約 30 メートル）が襲来していたこと、③産業技術総合研究所が、平安時代に発生した地震で仙台平野を大規模に浸水する、非常に規模の大きな地震（具体的には、モーメント・マグニチュード 9 クラスの地震）が発生した可能性があり、同地震が再来する可能性があることを指摘していること等を認識しており、相手方は、遅くとも北海道南西沖地震が発生した平成 5 年 7 月 12 日の時点で、福島第一原発の立地する海岸線においても、最大波高 15 メートルから 30 メートルに達する津波が襲来する可能性があることを認識し得たというべきである。

b 事故発生防止義務の内容

本件事故の原因の全貌については未だ明らかではないが、全ての発電機が津波を被ったことにより、機能を失ったこと（全電源喪失）が、本件事故の大きな原因の一つであるとされている。

この点、特に高い信頼度が要求される部分には、そこに故障が発生しても、余分な手段を用意し、機能が果たせるような工夫をほどこすべきであるとする冗長設計の思想に鑑みれば、広範囲に重大な被害を及ぼす重大事故を起こす危険を内包する原子力発電所においては、その喪失が致命的な影響をもたらす発電機につき、高台にも分散配置し、あるいは一部の発電機については、高所に設置する等して、津波という同一の原因により機能が失われることを阻止し、事故発生を防止する義務があったというべきである。

そして、このような措置は、必ずしも原子力発電所を止めなければできないというものではなく、相手方が実施することは容易であったといえる。

c 相手方による事故発生防止義務違反

上記のとおり、相手方は、遅くとも北海道南西沖地震が発生した平成5年7月12日以後、少なくとも発電機の一部について、高所に設置する等の防水措置を採り、あるいは津波が到達する可能性のない高所に新たな発電機を設置するなどして、容易に本件事故を防止し得たにも関わらず、これを怠り、相手方は十分な措置をとることなく、全電源喪失の事態を招くに至った。

そして上記のとおり、発電機の一部を高台に設置し、あるいは発電機に防水措置をとることは、相手方にとって容易であったと考えられるのであるから、かかる措置を怠り、本件事故を防止できなかつた相手方には重大な義務違反がある。

(ウ) 相手方の被害拡大防止義務違反

a 相手方の被害拡大防止義務の認識（原発事故の予見可能性）

相手方は、本件事故前の時点で、浪江町民に対して被害拡大防止措置が必要であることを認識可能であった

昭和54年3月28日に発生したスリーマイル島原発事故では、原子力発電所の敷地外に放射性物質が漏洩しており、相手方は、遅くともスリーマイル島原発事故が発生した昭和54年3月28日以後、原子力発電所の敷地外に放射性物質が漏洩する事故が発生し得ることを予見できた。

また、昭和61年4月26日に発生したチェルノブイリ原発事故では、本件事故を超えた広範囲に大量の放射性物質が漏洩・飛散し、住民が避難する事態が生じており、相手方は、遅くともチェルノブイリ原子力発電所事故が生じた昭和61年4月26日以後、福島第一原発から放射性物質が漏洩・飛散する事故が発生した場合、浪江町民が避難する必要があり得ることを予見できた。

さらに、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、相手方が運転する柏崎刈羽原子力発電所において、設計時の想定を上回る加速度が計測されており、相手方は、少なくとも新潟県中越沖地震が発生した平成19年7月16日以後、相手方が運転する原子力発電所において、設計時の想定を超えた事態が発生することを予見できた。

加えて、前述のとおり遅くとも北海道南西沖地震が発生した平成5年7月12日の時点で、相手方は、福島第一原発の立地する海岸線においても、過去に例のない規模の津波が襲来する可能性があることを予見し得た。

したがって、遅くとも平成19年7月16日以後、相手方は、相手方が運転する福島第一原発で、相手方の想定を超えた事態が発生し、浪江町に放射性物質が大量に飛散し、浪江町民が避難する必要があり得ることを予見できたべきである。

b 相手方の被害拡大防止義務の内容

相手方の被害拡大防止義務の具体的な内容全てを申立人らで特定することは不可能であるが、放射性物質が放散される仮想事故の「発生を仮想」した場合に、被曝を回避する手段・知識を持たない住民が、「著しい放射線災害を」受けことを防止し、「遺伝線量に対する影響」を「十分に小さくする（本件原子力白書第5章）ためには、住民自身が、放射性物質から迅速に遠ざかることが不可欠であることに鑑みれば、相手方が負担する被害拡大防止義務の内容には、周辺住民が迅速に避難できる環境を整備することが含まれると考えるべきである。

そして、人体に有害な放射性物質の漏洩という事態の下で、事前に何の訓練も受けていない住民が、混乱せずに迅速に避難することは不可能と考えられることに鑑みれば、相手方の被害拡大防止義務には、被害を受ける可能性のある住民に、事前に避難訓練を施すことが含まれると考えるのが相当である。

また、放射性物質は人間の五感では感知できない性質のものであり、仮に放射性物質が漏洩したとしても周辺住民は放射性物質の漏洩を知ることができない。そのことに鑑みれば、相手方が周辺住民に対して負担する被害拡大防止義務の内容には、放射性物質が放散するような事故が現実に発生した場合、周辺住民が適切な避難を行うため、避難に関する有益な情報を、周辺住民に対して迅速に伝達することも含まれると考えるべきであり、ここにいう「避難に関する有益な情報」は、必ずしも確実な情報に限らず、仮に確認ができない情報であっても危険を回避する上で有益な情報（例えば、放射性物質の飛散地域の予測など。）を含むと考えるのが相当である。

なぜなら、例えば天気予報における降水確率のように、一定の不確定性が存する情報であっても、リスクを回避する点では有益だからである。

したがって、相手方が負担する被害拡大防止義務の内容としては、少なくとも①自治体と協力しての浪江町民全員に対する十分な避難訓練の実施と、②浪江町民を含む周辺住民の避難に関する有益な情報の提供が含まれると考えるのが相当である。

c 相手方による被害拡大防止義務違反

相手方は、本件事故が発生した平成23年3月11日までの間に、自治体と協力して、浪江町民全員が参加するような十分な避難訓練を行うことはなかった。

また相手方は、福島第一原子力発電所の事業者として、各種測定機器などから、本件事故後の放射性物質の飛散状況に関する情報を有していたと考えられるにも関わらず、かかる情報が浪江町民に伝えられることはなく、また福島第一原発から放出された放射性物質がどの地域を中心に飛散・降着するかに関する

る情報についても、相手方から浪江町民に伝えられることはなかった。

このように、相手方は、被害拡大防止義務に違反して、それによって申立人らに被曝の恐怖を与えたものであって、相手方には重大な義務違反がある。

5. 損害論総論

(1) 繼続的不法行為、責任の内容

本件は、相手方の上記義務違反が継続するとともに、被害発生もいまなお継続しているという継続的不法行為である。

そのため、相手方には、①損害についての原状回復責任と、②不法行為状態が解消され原状回復に至るまでの間の定期金賠償責任がある。

(2) 中間指針の考え方と運用の実際についての批判的検討

ア はじめに

本申立の冒頭で述べたように、今回、浪江町が代理人となり、浪江町民を代表して特に町民の被った精神的損害（慰謝料）に限って原紛センターに和解仲介の申立てを行うに至ったのは、原紛センターが実質的に準拠している審査会の定めた中間指針の慰謝料基準の問題点を明らかにすることで、原紛センターが従来の慰謝料基準にとらわれず、浪江町民の被害の実態を正確に反映した和解仲介案を作成し、東京電力がこれを受諾するように求めるためのものである。

イ 審査会が決定した慰謝料基準の問題点

審査会の一般指針策定過程には、次の問題点がある。

(ア) 慰謝料基準の決定に際して被害地の現状と被害の実態を把握しておらず、決定過程に透明性が欠けていること

審査会は、第4回会議で既に遠藤川内村長から「住民の人たちから直接お話を聞く機会もあれば、また違った評価の仕方もあるのかなというふうに思います。」と指摘されながら、第一次指針から中間指針第三次追補策定に至るまで、まったく本件被害地である福島県の12市町村を視察することなく、浪江町民を含む被害地住民から直接に意見を聴取することもしなかった。

また、審査会は、原賠法18条2項1号の任務を原紛センターに完全に委ねたうえに、原紛センターとの連携が不十分なため（第25回会議で審査会の議論に不安を感じた原紛センターからの意見具申が行われたことからも、連携の悪さがうかがえる。）、被害者からの直接の訴えにも接する機会がなかった。この点については、平成25年4月25日に開催された福島県原子力損

害対策協議会の全体会後に、文部科学省の丹羽秀樹政務官が、「(審査会の)委員の中には、原発（事故の）被害の現場を見ていらない人もいる。（調査結果を）中間指針や追補に書き加えることができるか検討したい」（インターネット福島民報4月26日10時10分配信記事）と語っている。

したがって、このような現実の被害実態を見ずに審議を重ねた審査会が策定した一連的一般指針は、いわば机上の議論のうえに成立したものであり、そこで決定された慰謝料基準も本件原子力損害における精神的損害の公正・公平な賠償基準とはなりえないものである。

またさらに、議論のあり方を見ても、審査会は、事務局が事前に作成した結論を示してその是非を問うだけのペーパーに基づいて議論をしており、また、重要な金額等数字の決定等については能見会長からの意見が示され、それを追認する形で議論が進行している。審査会は公開され、議事録は公表されているものの、実態は事務局主導の非公開の場で一般指針の実質的内容が策定されていたといわざるを得ない。このことは、「ここで審査会の在り方について申し上げますけど、やっぱりなかなかこの時間内で全部議論することができなくて、ご意見を伺って、それをまた集約して原案が出てきますけれども、そうすると、何か密室でといいますか、公開の場で審議されないで中身が決まってしまうという印象を持たれると困る」（第25回会議議事録）と能見会長自ら認めており、審査会の一般指針策定過程が極めて不透明なものであったと評価せざるを得ない。

(イ) 慰謝料基準の根拠が明確ではないこと

浪江町民に対して適用されている現時点での慰謝料基準は、中間指針第二次追補に基づくものである。

審査会の審議過程をたどってみると、現在の1カ月の慰謝料金額の目安である10万円（ここには一定の生活費増加分も含む）は第8回会議（平成23年6月20日）後に公表された第二次指針追補により決められた金額が据え置かれたものである。そして、この金額の原点は、審査会の第7回会議の席上での、「交通事故などで入院した場合の慰謝料についての自賠責などの基準がございますので、そんなものを参考にしながら議論するというのはどうかと私などは個人的には思っております。」という能見会長の発言を端緒にして、第8回会議に提出された事務局案（第8回会議 資料1-1）について、「第1期〔事故発生後6カ月間〕は特に精神的苦痛が大きい期間と認められる。このため、本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4,200円。月額換算12万6,000円）を参考にした。」との説明があり、

さらに同会議において、能見会長から、「第 1 期についてのところですが、これは一人月額 10 万円を目安にするというふうにしたらどうかと思います。」との発議を了承したところにある。

しかしながら、これらの審議過程では、自賠責保険における「傷害による損害」の日額慰謝料 4,200 円がなぜ本件原子力損害の慰謝料基準の根拠となるかについての説明はまったくない。第 8 回会議には「慰謝料に関する参考」(資料 1-2) が提出されているが、参考資料をもとに複数の選択肢から自賠責の入通院慰謝料を選んだ形跡はなく、議事録からは能見会長が唐突に自賠責基準と金額を示したことだけが読み取れるのである。また、交通事故損害賠償に関しては、いわゆる「裁判所基準」である「赤い本」(日弁連交通事故相談センター「損害賠償算定基準」) の基準もあるが、上記参考資料の中では、自賠責基準である入通院慰謝料について掲示されているものの、赤い本の入通院慰謝料の基準は掲示されておらず、赤い本の基準は後遺症・死亡慰謝料のみが掲示されている。したがって、審査会は、自賠責と赤い本の入通院慰謝料基準の比較検討さえも行っていないのである。

なお、この自賠責の入通院慰謝料が本件原子力損害の慰謝料基準として採用されたことに関して、審査会の中島委員は近時発刊の著書の中で「審査会の準備作業においては、生活権侵害型の公害の裁判例の慰謝料が検討された」と述べているが、少なくとも議事録にはその痕跡はまったくない(中島肇『原発賠償中間指針の考え方』(商事法務、2013 年) 48 頁には、審査会で参考にした生活権侵害に関する裁判例を掲記した資料として「第 17 回審査会配布資料」を挙げているが、この資料は自主的避難者の精神的損害に関する慰謝料を決定する際のものであり、第 8 回会議で自賠責の入通院慰謝料を参考に月額 10 万円の慰謝料基準が実質的に決定された際には〔中間指針決定の際にも〕、この資料は提出されていない。)。また中島委員は、赤い本ではなく、自賠責保険の傷害慰謝料が参考にされたことについて、自賠責の傷害慰謝料は入通院による自由拘束の要素を反映した性格を有する(自由拘束の点で本件原子力損害と共通性がある)としているが、自賠責の入通院慰謝料が決められたのは昭和 39 年に後遺障害等級による保険金額が導入されたことに伴うものであり、中島委員の見解は独自の主張である(自動車事故による損害が自賠責の範囲内で納まることもあり、この場合には、支払われる入通院慰謝料には身体的苦痛も入通院による自由拘束による苦痛も含まれるはずである。)。さらに大塚委員は、慰謝料算定に参考にされたものが「交通事故の入院に伴う慰謝料であるが、負傷しており、入院してあまりうごけない状態にある点が本件とは異なっているものの、参考にしたのである」と述べている。しかし、この説明は本件損害とまったく同質性が認められない

慰謝料を参考にしたという指摘であり、自賠責の入通院慰謝料が参考になるための説明ではない。

このように見ると、審査会が一般指針として自賠責の入通院慰謝料を参考にして本件原子力損害の慰謝料基準を 1 カ月 10 万円としたことに、実質的な根拠はない。

(ウ) 中間指針による慰謝料改定が適切に実施されていないこと

本件原子力損害に関する慰謝料基準に十分な根拠がないこととは別に、審査会は、一般指針として定めた中間指針の改定の必要性を自ら認めておきながら、それを適切に実施していない。

本件原子力損害の慰謝料基準は、前述したように、中間指針に整理される前の第二次指針追補において骨格が決められている。この指針を決定した第 8 回の審査会の会議において、「不安定な状態が非常に長期に続いた場合というような話になると、また精神的な損害の話の性格が変わってくるとかという議論もございます。」(高橋委員)との意見が出され、能見会長から「不安定な状態が非常に長期に続きますと、先の見通しがつかない不安というものが精神的苦痛の中でかなり大きなウェートを占め、……こういうものの慰謝料が問題となってくると思います。これが非常に大きなウェートを占めるようになったときに、現在のこの枠組みで考えるのではなくて、もう 1 回枠組み自体から考え直すということはあり得ることだと思います。」との見解が表明されている。そして、審査会の見込みに反して、本件事故発生後 6 カ月間の第 1 期が経過して第 2 期になっても「避難生活の過酷さも第 1 期に比して緩和されること」はなく、慰謝料基準に基づく第 2 期の慰謝料 5 万円に「今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料」5 万円を加算して第 1 期と同一金額の慰謝料を認めている原紛センターの総括基準を示されると、審査会もそれを受け入れざるを得なかつたのである。

日常的に被害者と直接に接している原紛センターの総括基準を認めるならば、審査会は、時間の経過とともに被害者の苦痛は減少するとの中間指針の採用した交通事故型の精神的損害に関するモデルを放棄し、新たな慰謝料基準の策定に入るべきであった。

しかしながら審査会は、避難区域の見直しに伴う中間指針第二次追補においても、「期間がたって、しかも、解除準備区域になった途端に、従来の第 2 期よりも慰謝料額が上がるという……違和感がある」ことを承知で、中間指針で確認した慰謝料基準の 1 カ月 10 万円を維持したのである。

ウ 小括

以上からすると、もはや審査会の定めた中間指針の慰謝料基準の問題点はあまりにも明らかであり、原紛センターは従来の慰謝料基準にとらわれず、浪江町民の被害の損害実態を精確に反映した和解仲介案を作成し、東京電力がこれを受諾するように求めるべきである。

6. 損害論各論

以下、浪江町民の損害実態をさらに敷衍して述べる。

(1) 被曝による精神損害

浪江町民は東京電力による原発事故によって平穏な生活を害されない権利を侵害された。原発の爆発や放射能被曝の恐怖にさらされ、不十分な情報に振り回された。地震や津波の恐怖から立ち直ろうとした矢先、どうなるのか分からぬ恐怖、死の恐怖に支配され逃げることしかできない情況に追いやられたのである。この恐怖は精神的損害として慰謝料に組み入れられるものである。

そこで以下では、具体的な放射能被曝について述べる。

ア 震災後 3 月 17 日頃までの浪江町一帯の放射能汚染状況

福島第一原発からの放射能の放出は 3 月 11 日から始まっているが、浪江町との関係で一番重要な放出は 3 月 15 日前後の大量放出である。

事故直後の浪江町の放射能汚染状況資料（甲 53）は、最近のワークショップにおいて原子力研究機構の研究者が発表した放射能の放出状況資料である。これによると、特に風向等の関係で浪江町一帯を汚染した放射能の放出は 3 月 15 日に最も大量に放出されており、特に 15 日の午後から夜にかけて原発から浪江町津島地区の方向の延長にある飯舘村や福島市の放射線量が急激に高まっていることがわかる。

浪江町内の放射能レベルは後で述べるように 17 日以降しか測定されたデータが見当たらないが、17 日に浪江町の赤字木で $170 \mu\text{シーベルト}/\text{時}$ が測定されていること、飯舘村で 15 日には 17 日の 2 倍程度の放射線レベルが測定されていることなどから、15 日午後から翌日にかけて浪江町津島地区は極めて高いレベルの放射能にさらされたと考えられる。

また、文科省が公表している放射能汚染状況のマップにおいては、事故後の空間線量率や放射性物質の土壤汚染状況を見ることが出来るが、甲 54 号証はそのデータの中の、平成 23 年 4 月 29 日時点における空間線量とセシウム汚染状況のマップである。放射線量等分布マップのデータからは、まさに浪江町が、ほぼ町域に沿った形で最も高濃度の放射能汚染を受けた地域に該当していることがわかる。平成 23 年 4 月時点でさえ、町域の大部分が最も高濃度の汚染を受けてお

り、空間線量率にして 19μ シーベルト／時をこえており、セシウムによる土壤汚染も 300 万ベクレル／ m^2 を超えている。

なお、報道によると文科省は、所管する緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) で、原発から北西の赤字木や飯舘村方面に放射性物質が流れている事実を察知しており、これらの情報に基づき、赤字木地区の調査を開始した。3月 17 日の放射線量は毎時 158～170 マイクロシーベルトであった。しかし文科省ホームページで公表された資料では、赤字木の地名は明らかにされず、「[32] (約三十km北西)」とだけ記された。文科省が地名を明らかにしたのは、約 1 カ月後の 4 月 11 日分からであった。また、測定データは、経済産業省原子力安全・保安院などに送られたが、一帯が計画的避難区域に設定されるまでは、ほとんど住民の避難に活用されなかつた。(甲 55)

イ 津島地区での被曝

浪江町の役場及び大部分の町民の避難の経緯は別途述べたところであるが、浪江町民の多くは、11 日から 12 日にかけて、距離的には原発から 20 km 圏外となっていた津島地区に避難していた。

政府や東京電力から浪江町にはこのころ、上記で述べたような 20 km 圏を超えた高濃度放射能汚染の危険性の情報は全く知らされていなかつたため、津島地区を中心とした避難所では何ら放射能汚染の警戒をすることなく、屋外で沢水を使って炊き出しを行い、行列に並んで配給を受け取つていた。また、手作業による簡易トイレ設営等長時間の屋外作業に従事し、子どもたちは外を走り回つて遊ぶなどもしていた。さらに、中に入り切れなかつた人も多く、その人たちは車で夜を明かしたり（渋滞は何 kmにも及んでいた。）、屋外でたき火をしながら夜を明かしていた人もいた。このように津島地区に避難していた町民は、高線量地域にどまり被ばくの拡大につながる行動を防ぐことができなかつた。浪江町役場は、情報のない中で 15 日に二本松市へのさらなる避難を決定して 15 日午後から避難を始めたが、結果的には最も高い放射能汚染の時間帯に、放射能レベルの高いルートに沿つて避難することとなつた。

この結果、浪江町の町民はいくつかの全町避難対象となった自治体の中でも、特に高い放射線被曝を余儀なくされることとなつたのである。

(2) 避難生活による精神損害

ア 避難すること自体に伴う精神的苦痛

浪江町は、東西に長い地形をしており、沿岸部を除き、その多くが津波による被害を免れた。そのため、福島第一原子力発電所の事故がなければ、そのほとんどの町民は、自宅における生活を続けることが可能であった。また、津波の被災

地においては、速やかに救助作業を実施することで多くの人命を救うこともできたはずであった。

しかしながら、福島第一原子力発電所の事故により、浪江町は、町全体が避難を強いられ、その後は、ほぼ全域警戒区域に指定され、立入禁止区域となつた。福島第一原子力発電所の事故は、多くの浪江町民の避難生活の元凶であり、福島第一原子力発電所の事故さえなければ避難生活を送る必要はなかつたのである。

したがつて、避難生活を強いられていること自体、浪江町民にとって、大きな精神的苦痛となっており、かかる苦痛は福島第一原子力発電所の事故によつてもたらされたものであることから、精神的慰謝料の対象となる。さらに、町民は当初「すぐに帰れるだろう」という意識で避難を開始しており、先の見えない避難生活が長期化すればするほど、精神的な損害が増している。

イ 避難所の移動に伴う精神的苦痛

(ア) 移動理由を知らされないままの避難所の移動に伴う精神的苦痛

何も情報のないまま、ただ避難を強いられることは、避難者にとって、大きな精神的負担となる。浪江町民は、同年3月12日の時点では、避難の目的も、避難しなければならない期間も分からぬまま、避難を強いられた。

したがつて、状況もよくわからないままに、貴重品や薬なども持たずこうした状態で避難をしなければならなかつたこと自体、大きな精神的苦痛となり、精神的慰謝料の対象となる。

(イ) 何か所にも移動しなければならなかつたことによる精神的苦痛

引越しは、荷造りや荷ほどき、更には新たな生活環境に順応すること必要となり、これらは引越しをする者にとって大きな精神的負担となるといわれる。避難生活の移動は、新たな避難所へ移動するための荷造りや新たな避難所における生活のための荷ほどきをしなければならない点では引越しと同様といえる。しかしながら、新たな避難所への移動は、引越しのように自らの意思に基づいて計画的に準備することができないものであり、十分な心の準備もないまま移動しなければならないことが多いものである。そのため、新たな避難所への避難は大きな精神的苦痛をもたらすものといえる。

また、避難所の移動は、新たな生活環境への順応を必要とするが、新たな生活環境とは集団生活におけるものであり、人間関係も通常の引越し以上に密なものである。したがつて、こうした点も、単なる引越し以上の大きな精神的負担となる。

浪江町民は、発災当初は、津波等の自然災害を回避するために浪江町内に避難をしたもの、その後は、福島第一原子力発電所の事故による被ばくを回避する

ために、津島、二本松、福島、郡山、埼玉、東京等、全国各地に所在する避難所のうちの数か所に渡り避難を余儀なくされた者が多くいた（甲 56）。

したがって、それら浪江町民は、新たな避難所への移動に伴い、大きな精神的苦痛を感じたのであり、かかる精神的苦痛は、上述の理由により精神的慰謝料の対象となる。

(ウ) 各避難所での生活日数が短く、頻繁に移動しなければならなかつたことによる精神的苦痛

上述のとおり、新たな避難所への移動は大きな精神的苦痛をもたらすものであるが、その移動を短期間にしなければならない場合、荷造りや荷ほどきを頻繁にしなければならず、短期間のうちに新たな生活環境に順応することが求められる。そのため、短期間のうちに新たな避難所に移動を強いられることは、移動に伴う精神的苦痛を増加させる要因となる。

浪江町民は、上述のとおり、数日、数週間、数ヶ月というごく短い期間で複数回の避難所を移転させられた。したがって、かかる移転に伴う精神的苦痛は、避難所の移動に伴う精神的苦痛をさらに増加させたのであり、かかる精神的苦痛は、当然、精神的慰謝料の対象となる。

(エ) 移動距離等による精神的苦痛

上述のとおり、新たな避難所への移転は大きな精神的負担をもたらすものであるが、その移動距離が長距離に及ぶ場合、その移動自体大きな精神的負担となる。

上述のとおり、浪江町民は、福島県内ののみならず、東京都や新潟県等へも避難をしている。

したがって、かかる長距離の移転に伴う精神的苦痛は、上述の理由により、精神的慰謝料の対象となる。

ウ 避難所生活における精神的苦痛

(ア) 当初の避難所生活における苦痛

上述のとおり、浪江町民は、一次避難所において、プライバシーは欠如した狭い空間での生活を強いられた。この点、女性は、着替えや洗濯物、妊婦にとって授乳等、特に保護すべきプライバシーが侵害された。

避難所生活は、集団生活である。そのため、外部の明かり（年齢によっては、昼間は十分な明るさを確保できない場合があり、夜間は十分な暗さを確保できないこともある。）、音、臭い等は遮断することができない。それと同時に、内部の会話等も外部に対して遮断することはできない。かかる生活は、上述のプライバシーの点で問題あるのみならず、個人の生活リズムで生活できることによる生

活パターンの喪失という点でも問題がある（甲 57）。

要介護者についても、集団生活の中で避難せざるを得ず、周囲に遠慮しながらのおむつ交換や、認知症状のある者の深夜徘徊等もあり、要介護者、介護者、周りの避難者ともに、著しい精神的苦痛があった。

さらに音という点では、赤ちゃんの泣き声は、一軒家における生活では、外部に対して気を遣わなくていい問題である。しかしながら、集団生活である避難所生活においては、赤ちゃんの泣き声は、その母親にとって、周りの避難者に迷惑をかけているのではないか不安を感じさせるものである。こうした不安も、本来、母親が感じる必要のない精神的苦痛である。

健康面・衛生面では、少なくとも当初の避難生活の間は、生活資金も十分にない着の身着のままの不衛生な生活を強いられた。また、入浴回数の少なさは、着の身着のままの生活による不快さを増大させるだけでなく、不衛生な生活を強いられることによる健康上の問題をもたらすものであった。着の身着のままの生活が改善されて以降も、依然として入浴回数が少ないとによる精神的苦痛は継続した。

ペットについては、前記のようにそもそも一緒に避難をせず、一時帰宅時に死がいとなったペットを発見した者や、行方不明になったペットを探し続けている者がおり、置き去りにしてしまったことへの後悔の念に駆られている者も少なくない。また、避難所生活においてペットと一緒に生活を諦めた者、ペットとの生活を続けるための自家用車内での生活を続けた者もおり、いずれを選択しても、精神的苦痛を強いられたことには変わらない（甲 58）。

家畜についても、上述のとおり、ペット同様、またはペットに準じた存在であった。そのため、家畜を浪江町に置き去りにすることを余儀なくされたことは、当然、強い精神的苦痛を覚えさせるものであった。（甲 59：、飯館村に関する記事であるが、浪江町にも同様に生じている問題である。）。

子どもについて、避難所内外で遊べる場所がないこと、集中して勉強できる環境ないこと、サテライト校の再開が 2011 年 5 月にずれ込んだことで学業が遅れたことから進学等への影響への不安等、子どもたちは大きな精神的苦痛を感じていた。

避難所生活者の一番の不安は、生活のめどが立たないことであるが（甲 60）、いつ帰還できるか分からぬ不安に加えて、いつ避難所を移転しなければならないかという不安、自家用車等を持ち出すことすらできず、自らの意思で移動することすらままならないという不安（持ち出しが可能になったのは、2011 年 6 月 1 日以降（甲 61）、自宅から離れた避難所生活を強いられたことにより、どこで再就職すればいいのか分からず、自立のめどが立たないという不安（甲 62：双葉町の記事であるが、浪江町にも生じている問題である。）、生活再建に必要な自宅

やその財産がどうなっているか分からぬという不安のなかで生活を続けなければならず、浪江町民は、かかる精神的苦痛も感じながら、避難生活を余儀なくされたのである。

(イ) 二次避難所へ避難しなかった者について

通学に伴う送り迎えの距離の増大、かかりつけ医院への通院距離の増大や生活環境の変化自体を嫌がって二次避難所への移動を辞退する者も存在した（毎日新聞2011年4月23日）。これらの者は、二次避難所へ移動すれば、上記一次避難所の生活に伴う上記精神的負担を回避することができたはずであるが、そもそも福島第一原子力発電所の事故さえなければ、自宅等において生活することができたはずである。

したがって、二次避難所へ避難しなかった者も、引き続き自己の責めによらない精神的な負担を強いられたのである。

(ウ) 二次避難所生活に伴う精神的苦痛

一次避難所生活に伴う上記精神的苦痛は改善されたものの、二次避難所においては、避難施設により食事のよしあしや、立地の違いによって残雪や移動の不便さ等があり、被災者同士の中で避難生活の差が生じ、不公平感や不平等感を感じること、無用の軋轢を余儀なくされ、この点でも新たな精神的損害が発生した。また、「いつまで居られるか分からぬ不安」が生じた。すなわち、仮設住宅の建設が進む中で、また仮設住宅に移転しなければならないのか、移転するとしたらいつのかという不安が生じたのである。二次避難所での避難生活が開始された頃は、福島第一原子力発電所の事故さえなければ、ライフラインの復旧も完了し、自宅等において自立した生活を送ることができた時期である。

したがって、生活環境は改善されても、浪江町民は、依然として精神的苦痛を味わいながら、避難生活を送っていたのである。

エ 小括

浪江町民は、避難所生活を通じて、上記のような精神的苦痛を味わっていた。かかる精神的苦痛は、いずれも福島第一原子力発電所の事故がなければ味わうことのない苦痛であった。

したがって、いずれの苦痛も、福島第一原子力発電所の事故による精神的損害であり、精神的慰謝料の対象に含まれるのである。

(3) 仮設住宅、借上げ住宅等での生活による精神損害

ア 仮設住宅への入居

震災直後から仮設住宅の平成23年5月頃から、仮設住宅が完成し、浪江町民の入居が始まった。借上げ住宅等への入居も、ほぼ同時期である。

平成25年4月現在、仮設住宅の数は30に及び、現在まで全町民2万1000人中4,483人が仮設住宅での生活を経験している（甲24）。

仮設住宅は、主に1DKタイプ、2DKタイプ及び3Kタイプのものがある（甲25～27）。借上げ住宅も、同等の物件への入居が多い。

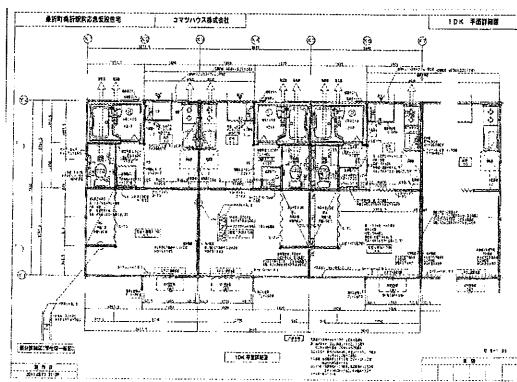
しかし、もともと大人数世帯であった町民は、親世代と子ども世代で分かれ入居するなどしており、大きな家で一つ屋根の下で暮らしていた家族は分断されてしまった（甲4・1、30、41、63、64）。

なお、前述のとおり、多くの町民は、仮設住宅等への入居にいたるまでに数箇所の避難所を転々としており、心身共に疲弊したのちに、やっとの思いで仮設住宅等に入居したということを付言しておく（甲65）。また、経済的な自立の見通しが立たず、食費や光熱費のかかる仮設住宅等に入居することを躊躇せざるをえなかった町民も数多くおり、当初仮設住宅の入居率が低かったことも指摘しなければならない（甲66、67）。

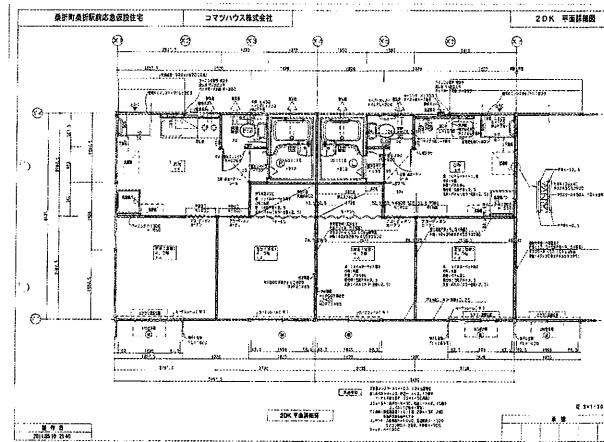
イ 仮設住宅等の環境

（ア）仮設住宅等の狭さ

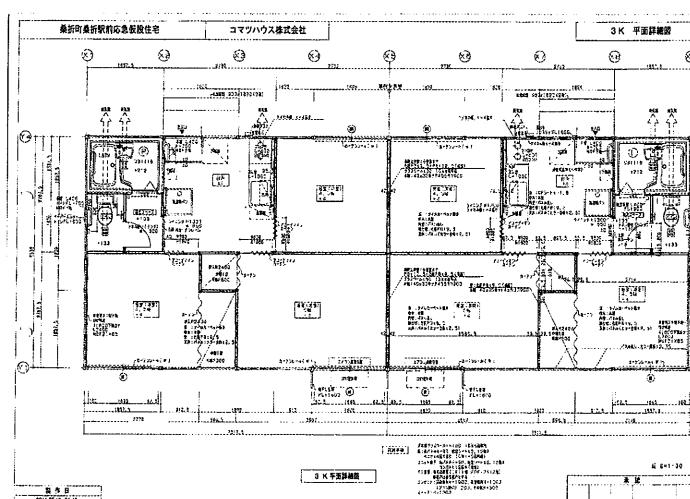
上記のように仮設住宅は多くても3部屋までのものしかなく、占有面積も最大約40m²となっており、浪江町民が暮らしていた従来の住居よりも圧倒的に狭い（甲25～27、31）。借上げ住宅も、ほぼ同様である。



仮設間取り図(1DK)



同(2DK)



同(3K)

50坪、100坪という単位の土地上の広い建物で、2世代、3世代で生活することが当たり前であった浪江町民にとって仮設住宅等は狭く、町民のストレスになっている。特に、家族が離れないように避難生活を送っている町民においては、就寝時には食卓を除けて布団を敷き、足を押入れに入れて寝るという不便さを強いられている（甲 29、32）ほか、一世帯が二戸並びで入居し、食事や入浴の際に各戸を出入りしていることから、雨天時にはその都度濡れる、などの生活上の被害も被っている。借上げ住宅においても、物件の選択肢が少なかったことから、同様に狭い中での不便な生活を強いられている者もいる。

(イ) 寒さ・暑さ

また、町民には今回の震災で職を失った者も多く（甲 49）、電気代や燃料費を気にして、エアコンを効果的に使用しなかったり、冬でも暖房器具の使用を控えざるをえない状況にある（甲 68）。

夏場には熱中症患者が出ているし、冬場は浪江とは全く異なる気候で、今までしたこともない雪かきをする必要に迫られている（甲 32：聞き取り調査結果3）。

特に、仮設住宅の壁は断熱性が低く、夏は暑く、冬は寒い（甲 32、69）。冬場には水道が凍結し生活に支障をきたしている（甲 70）ほか、冬場は家の壁が結露してしまい、拭いても拭いてもカビが出てくるような状況であり、子どもの健康に影響を与えないかと親が心配するほどの状況である（甲 29、32）。

（ウ）仮設住宅等の不都合

スーパーなどの生活関連施設が近くにない仮設住宅等もあり、自動車を所有していない町民（特に高齢者）は、定期バス等で買い物に行くなどするしかなく、好きなときに買い物にも行けない（甲 29）、仮設住宅等が建てられている敷地に閉じ込められているような感覚である。

震災や震災関連死で家族を亡くした（平成 25 年 4 月 30 日現在、震災による死亡 182 名、震災関連死 264 名：甲 1-3）町民も多くいるが、葬儀・火葬を済ませても、納骨ができない。仮設住宅等で遺骨を置いたままで生活し、そのこと自体に心を痛める町民もいる（甲 69、73）。

また、仮設住宅の居住スペースに入る扉の外側には、防寒室（甲 31）があるものの、その施錠は一般の窓の内鍵のようなもので施錠するしかないと、一度内鍵を閉められてしまうと外からは解錠できず（甲 71）、また介護が必要な高齢者がいる場合には、安全が心配で家族が外出できないか、または高齢者を家に閉じこめる結果となってしまっている（甲 73）。

（エ）遮音性の低さ

仮設住宅の環境として特にひどいのは、隣家や室内での壁の薄さである。そもそも、仮設住宅に使用されている世帯間間仕切り用の素材は通常の住宅に使用されるものではない（甲 25～27、33）。これによって多くの町民が隣家からのプライバシーのなさや家族内でのプライバシーのなさを感じ、ストレスになっている（甲 30、32）。隣家の喧嘩の声が聞こえる、子どもが聞かなくてもいいような音が聞こえてしまう、トイレの音を聞きながら食事をするということが日常的に起こっている（甲 71）。

子どもアンケートの結果でも、または日常の声でも、子どもたちからは、「自分の部屋が欲しい」とか、「家族の音が聞こえて勉強に集中できない」という声が多数上がっている（甲 50）。プライバシーのない状況であらゆる生活音に晒されることは、子どもの自我形成に大きく影響するし、ネガティブな影響を受けてしまった場合には回復することができない性質のものであ

る。

ウ 仮設住宅等での生活

(ア) 無力感

仮設住宅等に入居している者の多くは、震災で職を失い、毎日することもなくただただ朝起きて、テレビを見て、食事をして、夜寝るという生活サイクルを繰り替えしていることに、言いようのない無力感を感じている(甲 32、40)。

仮設住宅等はあくまで「仮設」であり、土地や近隣住民に対する愛着も湧きづらく、時折開催されるイベントに参加したり、周辺を散策したりするというモチベーションも持てないのである。

元の町に帰れるのかわからない、帰れないなら帰れないと宣言して欲しいという声は、こうした無力感から発せられるものであり、先のことを考えられないために、将来に向けた具体的な目標を持てず、行動ができないのである。

(イ) 喪失感

浪江町にいた頃は、多くの町民が野菜を作るなど畠での作業を趣味としており、栽培や収穫物の交換を楽しんでいたが、仮設住宅等ではそういったこともできず、趣味までも奪われてしまっている(甲 32)。



浪江町の各住宅は広く、その周囲には田畠も広がって

いた（この写真は 2013 年 5 月 11 日撮影）

浪江町にいた頃は家族も多く、食事を作るのにも作りがいを感じることができた。しかし、避難の過程で他の家族と離れて暮らさざるを得なくなり、夫婦二人になってしまったという町民は、そういった楽しみも失ってしまい、出来合いのものだけで食事を済ますようになってしまった。

このように、町民たちは日々のささやかな楽しみまでも奪われてしまったのである。

(ウ) 社会的劣等感

せめてもの気分転換に外に出て散歩でもしようかと思うが、地元の住民の視線が気になり、それすらもできないという町民も多い。一部の声ではあるが、被災者が一人当たりつき 10 万円の現在の賠償金を受領していることすら、非難する声がある。仮設住宅等に避難している住民はそのような声に過剰に敏感になってしまい、本当だったら外に出て働くなければならない時間帯にふらふらしていると思われるなどを意識し、萎縮してしまっているのである(甲 32)。

もうひとつの例としては、いわきナンバー（浪江町からの避難者はいわきナンバーの自動車に乗っていることが多い）というだけで周囲から「避難者」という異質な視線を向けられると感じている者もあり、日常生活の中で社会的な劣等感を抱いている（甲 30, 32）。

ただ、多くの仮設住宅は公共の施設や運動場などの敷地に建設されており（甲 24）、そのような場所に仮設住宅を建てて住まわせてもらっているという意識も町民は持っている（甲 32）。それが利用できない地元民にも迷惑がかかっており、自分がその立場だったらと思うと、批判することすらできず、町民はジレンマを抱えている。

(エ) 家族との別離

仮設住宅に入居している町民の多くが、家族との別離を経験している。避難の過程で家族がバラバラになってしまった。若い世代や、家族を養っていくなければならない父親等は、震災による失職後は、仕事があれば県外や遠方でも移住や単身赴任をせざるを得ない。

子どもと母親だけが仮設住宅に入り、父親は県外で単身赴任しているという家庭は珍しくないし、逆に被曝の不安から母子が県外に避難し、父親だけが県内で単身赴任をしている家庭も多数ある。従来のコミュニティとの結びつきが強く、新しい土地で人間関係を一から作り上げることが大きな負担になる高齢者は仮設住宅に残されるという状況も生じている。結果として、家族としての共同体を維持することができなくなり、従来の家族形態が分断されてしまった（以上に関して、甲 4-1、30、32、41、64）。

(オ) 孤立感

特に借上げ住宅では、家族の仕事や就学等の理由から、借上げ住宅に入居せざるを得なかった高齢者等は、日中は家族が仕事や学校に行っており、一人きりで、話相手もなく、近隣には知人友人もいないため、孤立した生活を送って

いる。また、賠償金に対する非難を避けるために、避難者であることを隠すように生活をしている者もおり、地域のコミュニティにはなじめず、孤立感にさいなまれる日々を送っている者が多い。前記のように仮設住宅は浪江町で町民たちが住んでいた居宅とは比較にならないほど狭く、しかも密集している。また、同じ浪江町からの避難者とはいえ、元に住んでいた集落の単位とは無関係に入居しているため、同じ仮設住宅に居住していても知り合いは少なく、近所に住んでいる人々がどのような人物がわからない（聞き取り調査結果4）。浪江町の町民にとっては今までと全く異なる隣人関係を強いられていることになり、そのうえ隣家との壁が薄くプライバシーもない（甲4-1、71）。

（カ）ストレス・精神的不安定・身体への影響

頻発する余震の恐怖と放射線被爆への不安、この先どうなるのかわからない不安を抱えたうえ、上記のような過酷な状況に置かれ、町民たちの多くは、ストレスから不眠や精神安定剤を服用している状態である（甲29、32、40、41、76）。

また、浪江町民の生活習慣病に関する数値（血圧・中性脂肪・コレステロール・BMI）はこの2年間で悪化しており、これは仮設住宅でのストレス、職業を失ったことによる可処分時間（無目的な時間）の過剰増加によるものと思われる（甲14、40、72、77）。

（キ）生活費用の増加

浪江町にいた頃は、ほとんどの家庭が家庭菜園（畑）を持っており、野菜に関しては大部分を自家栽培や隣家からの融通でまかなえていた（甲32）。

また、「浪江町水道事業給水条例」において給水区域の指定をしているところ（甲78）、当該給水区域外の住民は井戸水や自然水を利用していた。町によると、平成23年3月11日時点では、少なくとも618世帯、1715人が給水区域外に居住していたとしており、当然このような家庭は水道代もほとんどかからなかった（甲30、79）。

ところが、仮設住宅には庭もなく、水道代は有料である。その結果、食費や光熱費が上がってしまい、その分家計のやりくりに影響を及ぼしている。

（ク）気候の違い

浪江町は比較的温暖な気候で、平野部は冬場も雪が積もることはほとんどなかったが、仮設住宅の場所によっては冬場は雪かきが必要なほど雪が積もる地域もあり、気候が異なる（甲29、30、32、67）。

気候の違いという、町民が毎日不可避的に肌で感じる違和感がまた、町民の心を浪江町に引き戻し、浪江町に帰れない現実とのギャップにより町民は板ば